

第4回 地方消費税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年7月25日(火) 14時00分～15時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
持田座長、上村委員、関口委員、辻委員、中里委員、
林委員、望月委員、吉村委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
統計による最終消費の捉え方
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より、統計による最終消費の捉え方について説明を行い、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)
 - 多段階の付加価値税である地方消費税を都道府県税として仕組んでいるわけであるが、そのたてつけを担保している制度が清算基準であり、税の帰属と最終消費を一致させる、これが清算基準に期待されている役割である。
 - 供給側で捕捉している統計である販売額は、需要側で捕捉されるべき消費額とは、特に地域別に考えると異なるものであるため、販売額が全数調査であるとしても、本来捕捉すべき都道府県別の消費額とは必ず誤差が生じることを認識する必要がある。一方、サンプル調査であっても、サンプル規模を拡大することで誤差は小さくできる。
 - 地方消費税を消費に合わせた課税ベースで清算を行うのであれば、人口を代替指標として用いることに合理性があるのは、各都道府県の1人当たり消費額が全都道府県で全く同じ場合である。したがって、1人当たり消費額が都道府県間で異なる場合は必ず誤差が生じるし、1人当たり消費額が少ない都道府県ほど本来の額よりも多くの地方消費税を得ることになる。

- 人口を代替指標として用いる際の前提については指摘の通りだが、それに代わる代替指標が無い中では、この人口という指標がある程度確からしさを持っているのではないか。
- 需要側統計を用いる際に課題となるサンプル世帯の抽出の偏りについては、サンプル世帯の所得分布が経年的に安定であるかを確認するのではなく、よりサンプル数が大きい統計と比較し、需要側統計の対象世帯の所得分布が全体の分布をうまく反映できているか検証すべきではないか。
商業統計のサンプル調査化については、経済センサス活動調査に統合された商業統計の旧簡易調査部分をより充実した調査内容にするよう要請すべきではないか。
- 経済のデジタル化等に伴い、現在は統計で捕捉されていても、やはり統計数値と最終消費地が異なる分野が出てくる。その対応については、除外する以外の方法もあるとは思いますが、統計で把握できない分野が拡大していくことも考えられるので、消費を行うのは人間だということに着目すると、やはり人口という代替指標を用いることも有力な候補になってくるのではないか。
- 平成27年度税制改正でG情報通信業を除外することになったが、この分野の消費はかなり堅調に伸びていることから再考の余地はあるのではないか。また、K不動産業、物品賃貸業、M宿泊業、飲食サービス業、Oにあるその他の教育、P医療、福祉については、サービス業基本調査が経済センサス活動調査に統合されることで、かなり精密にデータを把握することができるようになった一方、本社一括で対個人事業収入額が計上されているおそれがあるとも聞いているので、これらの分野をどのように扱っていくのかも大きな検討課題ではないか。
- 現在の統計数値の中に中間投入分が含まれている可能性があり、対個人と対企業との仕分けがしっかりとなされるように、改善要求を行うことが中期的に必要ではないか。
また、代替指標としての従業者数のあり方についても、今後、議論を行う必要があるのではないか。
- 現行の統計カバー率は75%であり、これは地方消費税の制度創設から変わっていないが、今後の議論の中では統計で捕捉できる数値を勘案しながら検討を行うことになるのか。

- 統計カバー率については、まず統計でできる限り最終消費を捕捉して、それでも把握できない部分がどのくらいあるかということ積み上げた上で、再検討もありという方向となるのではないか。
- 統計カバー率の算出に当たっては、商業統計や経済センサス活動調査の統計数値の調査年次の違いを調整する際に、国民経済計算ベースの消費の数値を利用して調整を行っていると思うが、その際には持家の帰属家賃を控除する必要があるのではないか。また「消費に相当する額」を算出する際には両統計の調査年次が異なることにも留意が必要ではないか。
- 過去の研究会で統計カバー率の算出を行った際は、帰属家賃は除いていたものと認識している。75%という統計カバー率は、当時としてはかなり正確な数値だったのではないか。